

## 東日本大震災について

荷主各位 殿

2011年3月15日

社団法人 日本冷蔵倉庫協会  
会長 堀添 直也



### 謹啓

このたびの東北地方太平洋沖地震およびそれに伴う巨大津波により被災された事業所、職員の皆様方には心からお見舞い申し上げます。

かつて経験したことのない大災害であり、復興には大変な労苦を伴うことと存じますが、皆様方のご努力によりまして一日も早い復旧ができますよう心からお祈り申し上げます。

さて、この大震災により、冷蔵倉庫事業者におきましても、東北地方の太平洋側地域を中心に北海道から関東地域にいたるまでの非常に広範囲にわたって大きな被害を被っております。

今回の地震は、マグニチュード9.0という過去に例のない巨大地震であり、さらにその地震によって引き起こされた津波は想定を遥かに超えた巨大なものでありました。地震に対しては常日頃より防災訓練、事故防止対策等を講じておりますが、今回の災害は防ぎようもなく、お預かりしている貨物にも相当量の被害が発生いたしております。

特に甚大な被害に見舞われた東北地方の事業所につきましては、電力を始めとしたライフラインの復旧も未だ目処が立たない地域も多く、被害の実態さえつかめていない事業所も多数ある状況です。

このような状況下、現在各事業所では被災保管貨物の整理、保全に全力を挙げておりますが、ライフラインをはじめ道路さえもまだ確保できない地域もあり、荷主の皆様には大変ご迷惑ご心配をおかけしております。この機会を通じましてお詫び申し上げるとともに現在の状況につきましてご報告申し上げ、併せて今後ともこれまで同様のご厚情、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、ご高承のこととは存じますが、寄託貨物の損害につきましては、運輸大臣が定め公示した標準冷蔵倉庫寄託約款（甲）（昭和35年7月1日実施）第42条（免責事項）（約款（乙）では第39条）の規定により、地震、津波等の不可抗力によるものは免責されることになっております。損害保険においても同様に免責となっております。会員各事業所はこの標準冷蔵倉庫寄託約款に基づき事業を行っており、今回の損害についても同様の対応をさせていただきますので、ご賢察の上、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

謹白